

一、「嘘をつく組織と一つの例として挙げさせてもらいましたが、実際には幾つも挙げるのが出来たので、省略をして一つだけ挙げました」という私の発言は、私の誤った解釈に基づく発言であり、市役所全体、職員全体を誹謗中傷するものでありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような発言はいたしません。

一、「現職のある市の議会事務局長、政令指定都市の議会事務局に13年在籍していた職員、近隣の議会事務局長経験者の3名に確認していただき、さらに御前崎市の職員にも4名に見ていただきました。また、県の職員にも全ての内容を確認していただきましたが、問題はなかったという話でした」という私の発言は、事実に基づかない発言でありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような発言はいたしません。

一、私が、令和7年3月25日及び4月1日のブログに掲載した新聞紙面の写真は、当該新聞社の許可を得ずに掲載したものであり、後日、削除したとはいえ著作権法に抵触するものでありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような情報発信はいたしません。

一、私が、令和7年3月26日及び令和7年3月31日のブログに他人の葬儀日程や祭壇の写真に掲載したことは、政治倫理以前の問題であり、たとえ遺族の許可を得ていたとしても、市民の代表者である議員としての品位を損なうような行動でありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような情報発信はいたしません。

私は、今回このような事態を招いた責任を重く受け止め、あらためて自らの役割と責任を自覚するとともに、自らの行動を厳しく律し、市民に信頼される議員となるべく努力することをお誓いし、皆様への謝罪とさせていただきます。このたびは、誠に申し訳ございませんでした。

令和7年6月30日

御前崎市議会議員 高田和幸

高田和幸議員に対する辞職勧告決議

高田和幸議員の一連の行動は、御前崎市議会政治倫理審査委員会において政治倫理基準に違反するものと認定され、「本会議場における議長からの口頭注意及び本人による謝罪文の朗読」の措置を講ずることが、本会議の賛成多数で可決されたにもかかわらず、自らは謝罪文の朗読を拒否した。

これまで、高田和幸議員は、自身のブログで不適切な表現を用いて情報発信を行ったとして、令和7年3月6日に議長から文書による嚴重注意を受けている。また、令和7年2月議会定例会の一般質問では、市役所を「嘘をつく組織」と表現し、市職員の名誉を傷つけるとともに、市役所全体の信頼を失墜させたとして、令和7年3月24日に問責決議が可決されている。

このような高田和幸議員の一連の行動は、議会の品位と権威を傷つけるとともに、御前崎市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであった。

そうした経緯があるにもかかわらず、相変わらず政治倫理基準に反する言動を繰り返し、政治倫理審査委員会や本会議の決定にも従わないなど、一向に反省の姿勢が見られない高田和幸議員を、御前崎市議会としては断じて許すわけにはいかない。

よって、御前崎市議会は、高田和幸議員に対し、自らの意思により速やかに議員辞職することを強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年6月30日

御前崎市議会